

裾野市体育施設予約システム利用者規約

(目的)

第1条 この規約は、裾野市体育施設予約システム（以下「システム」という。）のサービスの利用を希望する者の申請手続き及び利用を承認された者が、運営管理者から受けるサービス内容に関して必要な事項を定めます。

(運営管理者)

第2条 運営管理者はNPO法人裾野市スポーツ協会とします。

(施設例規等の優先)

第3条 利用申請した施設の利用及び当該利用に係る利用料の支払い手続き等に当たっては、当該施設の関係例規等に従うこととします。

(登録対象者)

第4条 次の者については次条の規定による登録（以下「利用者登録」という。）をすることができます。ただし、第3条の規定に適さない者は、登録をすることができません。

- (1) 個人または団体の代表者及び連絡者について、満13歳に達した者（但し、中学生を含む。）

(利用者登録)

第5条 システムを利用して施設の利用等に係る手続きを希望する者（以下「登録申請者」という。）は、事前に、本規約を承諾のうえ、運営管理者に対し、その登録を申請しなければなりません。

- 2 前項の規定による利用者登録の申請は、裾野市体育施設予約システム利用者登録申請書兼利用登録変更等届（以下「申請書」という。）を運営管理者に提出することにより行うものとする
- 3 登録の申請は、裾野市民体育館で行うものとします。

(登録申請者の確認)

第6条 運営管理者は、前条の規定による利用者の登録申請があったときは、登録申請者が本人であることを次の各号のいずれかの方法で確認します。

- (1) 運転免許証
- (2) パスポート
- (3) 健康保険証
- (4) その他官公署が発行した、本人であることを確認できるもの

(利用者情報の登録)

第7条 運営管理者は、前条の規定による本人確認をしたときは、登録申請者に係る次に掲げる事項をシステムに登録します。

- (1) 氏名
- (2) 住所

- (3) 利用者登録番号
- (4) 登録年月日
- (5) 電話番号
- (6) 暗証番号
- (7) 個人登録及び団体登録の区分
- (8) その他運営管理者が必要と認める事項

2 申込みされた登録申請書の記入字体が、システムで取扱い困難である場合には、類似する標準文字で登録します。

(利用者登録番号)

第8条 運営管理者は、システム利用の登録をした者（以下「登録者」という。）に登録者ごと異なる利用者登録番号（以下「利用者ID」という。）を設定します。

(暗証番号)

第9条 運営管理者は、登録者が申請した暗証番号をシステムに登録します。

(利用者ID、暗証番号の管理)

第10条 登録者は、利用者ID及び暗証番号を他人に知られることのないよう適切に管理するものとします。

- 2 第13条に規定する手続きについて、登録者以外の者が利用者ID、暗証番号を使用してシステム又は公共施設を利用し、損害等が発生した場合、その責は登録者が負うものとします。

(登録の有効期間)

第11条 登録の有効期間は、登録申請され、運営管理者が登録者と認めた日を登録日とし、登録日から2年間とします。ただし、登録者が、登録日から継続的にシステムを利用している場合は、最後の利用の日から2年間、期間が延長されます。

- 2 システムを2年間利用しなかった場合には、登録更新の手続きが必要です。

(登録料)

第12条 システムの利用に係る登録申請に要する費用は、無料とします。

(施設利用手続き)

第13条 登録者は、システムの利用に当たっては、登録者の利用者ID、暗証番号を入力することにより次の手続きを行うことができます。ただし、提供する手続きは施設により異なります。

- (1) 利用に係る予約申込みは、入力日の8日以降～2ヶ月の予約に限ります。
- (2) 予約申込みの取消
- (3) 予約申込み状況の確認

2 前項の手続きは、利用日の1週間前までに市民体育館で行う必要があります。

- 3 天災地変、通信混雑その他やむを得ない事由により第1項の手続きができなかった場合、運営管理者はその責を負いません。

(利用可能施設の追加等)

第14条 運営管理者及び利用可能な施設は、登録者が登録申請を行ったとき以降、追加・変更等が生じる場合があります。

(登録事項の変更)

第15条 登録者が運営管理者に届け出た氏名、住所、電話番号等の変更が生じた場合、又はその登録を廃止しようとする場合は、遅滞なく申請書により、運営管理者に届け出るものとします。

- 2 前項の届け出がないために、運営管理者からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合は、通常到達すべきときに登録者に到着したものとみなします。
- 3 運営管理者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）による届出等により、第7条に規定する事項に変更があると知ったときは、第1項の規定にかかわらず、当該事項について職権で修正することができるものとします。

(登録資格の喪失)

第16条 登録者が所定の登録廃止手続きを行った場合、又は次の各号のいずれかに該当する時は登録者の資格を失うものとします。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 施設の管理に関する例規等又は本規約に重大な違反をした場合
- (3) 死亡した場合
- (4) 住所変更の届け出を怠る等、登録者の責めに帰すべき事由により、運営管理者が登録者への通知・連絡を行うことができないと判断した場合
- (5) システムの運営を故意に破壊又は妨害した場合
- (6) 第5条第1項に定める手続きについて2年間以上システムを利用しなかった場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運営管理者が登録者として不適格と認めた場合

(規約の変更)

第17条 運営管理者は、必要があると認めるときは、利用者に事前の通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項を変更し、又は新たな条項を追加できることとし、利用者は、利用の都度、この規約の確認を行うこととします。

- 2 運営管理者は、前項の規定に関するもののうち、特に必要と認めるものについて、システムにより登録者に周知するものとします。

(その他)

第18条 運営管理者は、その他必要な事項については、別に定めることができます。

付 則

この規約は、平成24年5月1日から施行します。